

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上三川町は、個人住民税関係事務に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

個人住民税関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

上三川町長

公表日

令和7年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税関係事務
②事務の概要	地方税法等の規定に則り、住民税の当初課税、異動、照会や証明書の発行・通知書の出力等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①課税原票の照会 ②住民税課税情報の照会 ③課税データ、給与所得者の異動届の入力 ④納税通知書・税額決定通知書及び特別徴収税額通知書（給与所得者）の出力 ⑤公的年金からの特別徴収に係る年金支払者への各種通知 ⑥扶養是正等に係る税務署への通知 ⑦住登外課税に係る通知及び所得照会 ⑧情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。
③システムの名称	住民税システム 申告受付支援システム 地方税電子申告支援サービス 証明書コンビニ交付システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 審査システム・国税連携システム 個人住民税申告ポータル サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
住民税課税台帳ファイル 申告受付情報ファイル 地方税電子申告情報ファイル 国税連携情報ファイル 年金特徴情報ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表 第24項 並びに内閣府・総務省令第16条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 (別表における情報提供の根拠) 上記命令第2条の表第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 表1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173 の各項 (別表における情報照会の根拠) 上記命令第2条の表第1欄(情報照会者が「市町村長」のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第五十条で定めるもの」に該当する項 表48項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 〒329-0696 栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	税務課 〒329-0696 栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 伊澤 幸延	税務課長	事後	
令和2年6月3日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【別表第二における情報照会の根拠】 番号法第19条7号、別表第二の第27項並びに内閣府・総務省令第20条 【別表第二における情報提供の根拠】 番号法第19条7号、別表第二の第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120項並びに内閣府・総務省令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22の2条、第23条、第25条、第26の3条、第28条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43の3条、第43の4条、第44条、第44の2条、第45条、第47条、第49条、第49の2条、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59の2条	【別表第二における情報照会の根拠】 番号法第19条7号、別表第二の第27項並びに内閣府・総務省令第20条 【別表第二における情報提供の根拠】 番号法第19条7号、別表第二の第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119項並びに内閣府・総務省令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22の3条、第22の4条、第23条、第24条、第24の2条、第24の3条、第25条、第26の3条、第28条、第31条、第31の2条、第31の3条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43の3条、第44条、第44の2条、第45条、第47条、第49条、第49の2条、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59の2条、第59の3条	事前	
令和7年7月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	地方税法等の規定に則り、住民税の当初課税、異動、照会や証明書の発行・通知書の出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①課税原票の照会 ②住民税課税情報の照会 ③課税データ、給与所得者の異動届の入力 ④納税通知書の出力	地方税法等の規定に則り、住民税の当初課税、異動、照会や証明書の発行・通知書の出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①課税原票の照会 ②住民税課税情報の照会 ③課税データ、給与所得者の異動届の入力 ④納税通知書・税額決定通知書及び特別徴収税額通知書（給与所得者）の出力 ⑤公的年金からの特別徴収に係る年金支払者への各種通知 ⑥扶養是正等に係る税務署への通知 ⑦住登外課税に係る通知及び所得照会 ⑧情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。	事後	
令和7年7月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	住民税システム 申告受付支援システム 地方税電子申告支援サービス 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 審査システム・国税連携システム	住民税システム 申告受付支援システム 地方税電子申告支援サービス 証明書コンビニ交付システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 審査システム・国税連携システム 個人住民税申告ポータル サービス検索・電子申請機能	事後	
令和7年7月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第16項並びに内閣府・総務省令第16条	番号法第9条第1項、別表 第24項並びに内閣府・総務省令第16条	事後	
令和7年7月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【別表第二における情報照会の根拠】 番号法第19条7号、別表第二の第27項並びに内閣府・総務省令第20条 【別表第二における情報提供の根拠】 番号法第19条7号、別表第二の第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119項並びに内閣府・総務省令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22の3条、第22の4条、第23条、第24条、第24の2条、第24の3条、第25条、第26の3条、第28条、第31条、第31の2条、第31の3条第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43の3条、第44条、第44の2条、第45条、第47条、第49条、第49の2条、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59の2条、第59の3条	・番号法第19条第8号 別表 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 （別表における情報提供の根拠） 上記命令第2条の表第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項 表1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173 の各項 （別表における情報照会の根拠） 上記命令第2条の表第1欄（情報照会者が「市町村長」のうち、第2欄（事務）が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第五十条で定めるもの」に該当する項 表48項	事後	
令和7年7月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年12月22日時点	令和7年7月1日時点	事後	
令和7年7月28日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年12月22日時点	令和7年7月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
2025/7/28	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	十分である 住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による紹介を原則としていること。	事後	
2025/7/28	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 十分である システムが利用できる職員を特定し、各々にIDを付番し、静脈認証を行っている。	事後	
令和7年9月1日	Ⅱ しきい値判断項目 3. 重大事故	発生なし	発生あり	事後	
令和7年9月1日	Ⅲ しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	
令和7年9月1日	Ⅳ リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	
令和7年9月1日	Ⅰ 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	税務課 〒329-0696 栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地	総務課 〒329-0696 栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地	事後	